

介護職員処遇改善加算・介護職員等特定処遇改善加算・介護職員等ベースアップ等支援加算実績報告書(令和4年度)

1 基本情報

フリガナ	サクラエンゴウドウガイシヤ				
法人名	さくらえん合同会社				
法人所在地	〒448-0039	愛知県刈谷市中手町二丁目603番地			
フリガナ	ハヤシヤヤコ				
書類作成担当者	早矢仕綾子				
連絡先	電話番号	0566-93-3463	FAX番号	0566-93-3464	E-mail
	連絡先	kokoro@sakuraen.co.jp			

【本報告書で報告する加算】※取得した加算について「○」、取得しない加算について「×」を選択すること。

介護職員処遇改善加算(処遇改善加算)  介護職員等特定処遇改善加算(特定加算)  介護職員等ベースアップ等支援加算(ベースアップ等加算)

※「×」をつけた加算に係る記入欄(グレーになるセル)は、記入不要。

2 実績報告<共通> ※詳細は別紙様式3-2及び3-3に記載

本様式では以下の要件を確認しており、オレンジセルが「○」でない場合、加算取得の要件を満たしていない。

- I【処遇改善加算】介護職員の賃金について、処遇改善加算による賃金改善所要額が、同加算の算定額以上であること
- II【特定加算】介護職員その他の職員の賃金について、特定加算による賃金改善所要額が、同加算の算定額以上であること
- III【ベースアップ等加算】介護職員その他の職員の賃金について、ベースアップ等加算による賃金改善所要額が、同加算の算定額以上であること
- IV【特定加算】ルール毎の平均賃金改善額が配分ルールを満たしていること
- V【特定加算】経験・技能のある介護職員(A)のうち、1人以上は月額8万円の改善または改善後の賃金が年額440万円以上となっていること(その人数は法人一括で申請する事業所の数に応じて設定)
- VI【ベースアップ等加算】賃金改善の合計額の3分の2以上は、基本給又は決まって毎月支払われる手当の引上げに充てること

	要件I ↓	要件II ↓	要件III ↓
	処遇改善加算	特定加算	ベースアップ等加算
① 令和4年度の加算の総額	8,371,372 円	3,848,747 円	727,248 円
② 賃金改善所要額(i-ii) (右欄の額は○欄の額以上であること)	15,641,880 円	4,001,890 円	1,090,681 円
i) それぞれの加算の算定により賃金改善を行った賃金の総額	(1)-(4)-(8)	64,255,081 円	(2)-(4)-(7)
(a)本年度の賃金の総額	(1)	69,814,730 円	(2)
(b)処遇改善加算の総額	(6)	3,848,747 円	(4)
(c)特定加算の総額	(8)	1,710,902 円	(5)
(d)処遇改善支援補助金及びベースアップ等加算の総額			(7)
ii) 前年度の賃金の総額	【基準額1】	48,613,201 円	【基準額3】
		28,325,200 円	27,189,973 円

- ・(1)②③には、それぞれの加算による賃金改善に伴う法定福利費等の事業主負担の増加分を含めることができる。
- ・(6)には、別紙3-2から、特定加算の総額のうち、経験・技能のある介護職員(A)及び他の介護職員(B)に配分された額が転記される。
- ・(7)には、別紙3-2から、本年度の特定加算の総額が転記される。(その他の職種(C)に配分された額も含む。)
- ・②ii)「前年度の賃金の総額」【基準額1】【基準額2】【基準額3】には、計画書2(1)②ii)の額を記載することとしているが、職員構成が変わった等の事由により修正することが可能である。

③ 平均賃金改善額<特定加算>

	賃金改善を実施したグループ	前年度の平均賃金額(月額)【基準額4】	本年度の平均賃金額(月額)	平均賃金改善額(配分比率)	(e)改善後の賃金が最も高くなった者の賃金(年額)
(A) 経験・技能のある介護職員	<input checked="" type="checkbox"/>	407,611 円	457,436 円	49,825 円 (対象外)	
(B) 他の介護職員	<input type="checkbox"/>				
(C) その他の職種	<input type="checkbox"/>				

- ・「前年度の平均賃金額(月額)【基準額4】」には、計画書2(3)⑦iv)の額を記載することとしているが、職員構成が変わった等の事由により修正することが可能である。

④ 月額平均8万円又は改善後の賃金が年額440万円となった者<特定加算>

いずれかに該当する人数	5	人
-------------	---	---

(設定できない事業所があった場合その理由) ※複数回答可

- 小規模事業所等で加算額全体が少額であるため。
- 職員全体の賃金水準が低く、直ちに月額平均8万円等まで賃金を引き上げることが困難であるため。
- 月額平均8万円等の賃金改善を行うに当たり、これまでに月額平均8万円等以上に事業所内の階層や役職にある者に求められる能力や処遇を明確化することが必要であり、規程の整備や研修・実務経験の蓄積などに一定期間を要するため。
- その他 ( )

要件IV	A > Bb + Ca > Xc
	B ≥ 2C

要件V	A0から1人以上が該当
-----	-------------

